# 株式の併合に係る事前開示書類

(会社法第182条の2第1項及び会社法施行規則第33条の9に定める書面)

2024年6月4日

株式会社スノーピーク

# 株式の併合に係る事前開示事項

新潟県三条市中野原 456 番地 株式会社スノーピーク 代表取締役 社長執行役員 山井 太

当社は、2024年5月15日開催の取締役会において、2024年6月19日に開催予定の当社の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)における承認を条件として、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)の併合(以下「本株式併合」といいます。)をすることを決議いたしました。

本株式併合に関する会社法第182条の2第1項及び会社法施行規則第33条の9に定める 事前開示事項は、下記のとおりです。

記

- 1. 会社法第180条第2項各号に掲げる事項
- (1) 併合の割合 当社株式について、5,441,258 株を1株に併合いたします。
- (2)本株式併合の効力発生日2024年7月11日
- (3) 効力発生日における発行可能株式総数 28 株
- 2. 会社法第 180 条第 2 項第 1 号及び第 3 号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項(併合の割合についての定めの相当性に関する事項)

本株式併合における併合の割合は、当社株式について、5,441,258 株を1株に併合するものです。当社は、下記「(1) 本株式併合を行う理由」に記載のとおり、下記「(1) 本株式併合を行う理由」に記載の経緯を経て本取引(下記「(1) 本株式併合を行う理由」において定義します。)の一環として行われた本公開買付け(下記「(1) 本株式併合を行う理由」において定義します。)が成立したこと、及び以下の各事項から、本株式併合における併合の割合は相当であると判断しております。

# (1) 本株式併合を行う理由

当社が 2024 年 2 月 20 日付で公表した「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」(以下「本意見表明プレスリリース」といいます。)に記載のとおり、株式会社BCJ-80(以下「公開買付者」といいます。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)のプライム市場(以下「東京証券取引所プライム市場」といいます。)に上場している当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)の全て(但し、当社が所有する自己株式及び不応募合意株式(注1)を除きます。)を取得することにより、いわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)(注2)のための一連の取引(以下「本取引」といいます。)の一環として、当社株式に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を実施することを決定いたしました。

- (注1)「不応募合意株式」とは、当社の代表取締役社長である山井太氏(以下「山井氏」といいます。)、株式会社雪峰社、株式会社雪隆社、株式会社梨峰社、株式会社実峰社、山井隆介氏、山井梨沙氏、坂倉夏実氏、山井佑馬氏及び山井多香子氏(以下、総称して「不応募合意株主」といいます。)が所有する当社株式の全てであり、本公開買付けに応募しない旨の合意をしている株式(合計10,882,517株、所有割合(注3)28.54%)をいいます。
- (注2)「マネジメント・バイアウト (MBO)」とは、公開買付者が対象者の役員との 合意に基づき公開買付けを行うものであって対象者の役員と利益を共通にす るものである取引をいいます。
- (注3) 所有割合とは、当社が 2024 年 3 月 29 日に提出した 2023 年 12 月期有価証券報告書に記載された 2023 年 12 月 31 日現在の発行済株式総数 (38, 140, 000 株)から当社が同日現在所有する自己株式数 (6,620 株)(役員向け業績連動型株式報酬制度(BBT)及び従業員向け株式交付信託制度(ESOP)に係る信託財産として当社が所有する当社株式を含めておりません。以下同じです。)を控除した株式数 (38,133,380 株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入)をいいます。以下同じです。

そして、当社が2024年4月13日付で公表した「株式会社BCJ-80による当社株式に対する公開買付けの結果並びに親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」に記載のとおり、公開買付者は、2024年2月21日から2024年4月12日まで本公開買付けを行い、その結果、2024年4月19日(本公開買付けの決済の開始日)をもって、当社株式22,708,815株(所有割合59.55%)を所有するに至りました。

本公開買付け及び本株式併合を含む本取引の目的及び背景の詳細は、本意見表明プレスリリースにおいてお知らせしたとおりですが、以下に改めてその概要を申し上げます。なお、以下の記載のうち公開買付者に関する記述は、公開買付者から受けた説明

に基づくものです。

当社のグループは、2024年2月20日現在、当社、連結子会社15社及び持分法適用 関連会社3社(以下、総称して「当社グループ」といいます。)で構成されており、キャンプ用品を中心としたアウトドア製品、アパレル製品等の開発、製造及び販売を展開 しております。

また、2020年から 2022年にかけて、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う行動制限が行われる中、アウトドア・キャンプは密を避けたレジャーとして認知が広がったことが新規キャンパーの獲得に繋がり、当社グループは、顧客基盤及び事業基盤を拡大してまいりました。しかしながら、ワクチン接種率の上昇並びに緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の解除により、経済活動が徐々に正常化するにつれて、旅行等のアウトドア・キャンプ以外のレジャー需要が回復傾向にあることを受け、上記のような外部環境の変化を踏まえた成長戦略を示すため、2023年2月15日付で「中期経営計画(2023-2025)」を公表いたしました。その中で、国内及び海外における新規キャンパー創出とロイヤルカスタマー化(注4)の実現を軸とした成長戦略及び筋肉質な経営体質の実現を軸とした経営基盤強化を並行して進めることで、当社グループの更なる成長を目指してまいりました。

(注4) ロイヤルカスタマーとは、企業や製品に愛着を持ち継続的に購入する顧客層を 指し、またロイヤルカスタマー化とは、既存の顧客にロイヤルカスタマーとなっていただくことを指します。

一方、山井氏は、当社が主力として事業展開を行うアウトドア業界においては、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う行動制限下において高まっていたアウトドア・キャンプへの関心が、新型コロナウイルスの収束によって旅行等の多様なレジャーに向けられるようになり、アウトドア需要の高まりが一巡し、新型コロナウイルス感染拡大前の成長に戻ってきていると認識しており、更に、新興企業が参入しやすい市場環境である中、海外ローカルブランドや異業種(スポーツ用品、ホームセンター、アパレル等)企業の参入による競争激化の可能性があると考えているとのことです。

そして 2023 年 3 月上旬、山井氏は、このような経営環境下は当社にとって、事業の舵を大きく切って当社を更なる成長に導く最適なタイミングであり、当社が飛躍し、企業価値を高めていくには、海外事業の一層の拡大やキャンプ用品関連事業という枠をも超えた事業の拡大が必要であると考えたとのことです。そのためには、アウトドア文化が根付いている米国や欧州、オセアニアといった地域、及びキャンプを含むアウトドア文化が広く浸透しておらず、今後アウトドア分野の成長が期待できる中国を中心としたアジアパシフィック地域の海外需要を取り込んでいくことが不可欠であり、また、当社が既に事業を展開しており成長ポテンシャルが特に高いと見込まれる米国、韓国、

中国、台湾、欧州といった地域を中心に事業拡大を進めるとともに、迅速かつ戦略的な市場参入や効率性の観点からM&A等の手段を活用することも一案と考えているとのことです。加えて、既存の体験型事業や「スノーピーク」のブランド戦略等については、シナジーが期待できるこれまでとは異なるビジネス領域をM&A等の手段も活用しながら取り込み発展させることが必須であると考えているとのことです。具体的なM&Aの対象としては、当社の企業理念である「The Snow Peak Way」(個々の主体性の尊重、自然指向、グローバル、イノベーション、ユーザー目線、地球への貢献、等を掲げる)と共通する理念・価値観やビジョン等を持つアウトドア関連用品のレンタル・リース、アクティビティ体験等のサービスを展開する企業等を想定しており、そのような企業を新たに当社グループに迎え入れることは、当社の成長を一段と加速させることにつながると考えているとのことです。また、アクティビティを通じてユーザーのライフバリューを拡大させるという当社の基本的な考え方に沿っており、当社がこれまで築いてきたユーザーとのコミュニティの更なる強化や新規ユーザーのロイヤリティ向上に貢献できるような新規事業も検討していきたいと考えているとのことです。

山井氏は、上記のように抜本的な変革、非連続的な成長を着実に推進するためには、 これまで以上に機動的かつ積極的に必要な投資や経営施策を実行するとともに、優秀 な人財を採用・確保していく必要があると考えるようになったとのことです。他方で、 これらの施策を実行した際には、当社の中長期的な企業価値向上が期待できるものの、 短期的には利益水準の低下、キャッシュ・フローの悪化等を招くおそれがあるとのこと ですが、当社は上場会社であり、株主の利益に配慮した事業運営を行う必要があるため、 当社の株主に対して短期的には財務状況の悪化による当社株式の市場価格の下落とい ったマイナスの影響を及ぼす可能性のある施策を実施することは困難ではないかと考 えるようになったとのことです。そこで、山井氏は、引き続き当社の経営に関与するこ とを前提とし、当社株式を非公開化した上で、機動的かつ柔軟な意思決定を可能とする 株主と経営陣が一体となった強固かつ安定した新しい経営体制を構築し、当社の成長 戦略・事業構造改革の実行及び事業の積極展開に取り組むことが最善の手段であると の認識に2023年3月下旬に至ったとのことです。また当社単独のリソースのみでは人 財もノウハウも一定の限界があるものと認識しているとのことであり、当社の更なる 成長に資する事業構造の変革及び企業価値向上を実現するためには、当社独自の経営 努力に加え、外部の経営資源も活用することが有益であると 2023 年 3 月下旬に考えた とのことです。不応募合意株主については、創業家として山井氏の経営理念を共有して いることから、引き続き当社の株主として経営を支援・支持する体制とすることが望ま しいと考えたとのことです。

山井氏が、外部の経営資源のいかなる活用方法があるのかを含めて様々な戦略的オ プションを検討している中、かねてより日本国内の投資先について調査・検討を行って いたBain Capital Private Equity, LPが投資助言を 行う投資ファンド及びそのグループ(以下、個別に又は総称して「ベインキャピタル」 といいます。) は、SMBC日興証券株式会社(以下「SMBC日興証券」といいます。) を介して山井氏との間で2023年5月中旬に面談の機会を得て、当社の経営施策につい て幅広に意見交換を行ったとのことです。この面談においてベインキャピタルは、ベイ ンキャピタルによる投資先企業に対する一般的な経営支援の概要、ベインキャピタル のグローバル及び日本における小売・流通業界への投資実績に関して説明を行うとと もに、当社の経営戦略に対する初期的な方向性について、意見交換を行ったとのことで す。その後、山井氏は、ベインキャピタルが当社の事業に深い知見を有していることを 認識し、引き続き意見交換を行うことが有用であると判断したことから、ベインキャピ タルとの間で、当社の経営施策の方向性及び非公開化を含めた様々な資本政策につい ての協議を継続する方針としたとのことであり、山井氏とベインキャピタルは、2023 年 5月中旬から7月下旬にかけて、当社が属するアウトドア用品業界の事業環境、当該環 境を踏まえた経営施策の方向性、ベインキャピタルが実施する当社への経営支援とし て想定される内容及び最適な資本構成について、複数回にわたる意見交換を実施して きたとのことです。

当該協議の中で、山井氏は、①ベインキャピタルが世界的に著名で日本においても豊 富な投資経験及び確実な案件遂行能力を有するのみならず、グローバル及び日本にお いて小売・流通業界における数多くの投資を実行しており、当社の事業分野に深い知見 及びプレゼンスを有するとともに、投資先のバリューアップ後における売却に関して はIPOを通じた売却に関し数多くの実績を有していること、②経営コンサルティン グ又は事業会社での実務経験を有するプロフェッショナルを数多く抱えており、積極 的に投資先企業の経営支援に参画し、必要に応じて経験豊富なメンバーが現場に入り、 優先度の高い経営課題を徹底的にサポートする等、コンサルティング・アプローチを活 用した成長戦略の設計・遂行に強みを持ち、事業拡大の実績を有すること、並びに③当 社の事業及び成長戦略に関する造詣が深く、海外事業の拡大、デジタルマーケティング の強化を通じたユーザーとの接点の更なる深化及びユーザーに対する付加価値向上、 M&Aによる非連続的な成長、マネジメント体制の最適化が今後の主要な施策となる という方向性についても見解が一致しており、ベインキャピタルのメンバーからの高 いコミットメントも感じられたため、ベインキャピタルが当社の信頼できる最適なパ ートナーであると2023年8月下旬に判断するに至ったとのことです。なお、山井氏は、 ベインキャピタルとの協議と並行して、2023年4月上旬にSMBC日興証券を介して 他のプライベート・エクイティ・ファンド1社とも複数回にわたって面談を行い、当社 の経営政策の方向性及び非公開化を含めた資本政策について提案を受けたものの、当

該提案の内容、変化のスピードが速い事業環境の下で当社の経営課題への早急な対応 の必要性に鑑み、新たな第三者が当社の事業についての理解を深め、当社との信頼関係 を構築する時間的猶予は限られていること、また上場会社としての情報管理の観点か らオークションプロセスによるパートナーの選定が難しいことを踏まえ、当社の今後 の事業を成長させるためのサポートを受けるパートナーとしては、ベインキャピタル がより適切であると 2023 年 8 月下旬に判断したとのことです。

一方で、ベインキャピタルにおいても、当社が高いブランドエクイティ(注5)及び 豊富なロイヤルカスタマー基盤、強力なマネジメント能力を持つことについて高く評価し、当社が非公開化してベインキャピタルをパートナーとし、ベインキャピタルが有する知見や経験を活用して経営改革を推進することで、当社単独では成しえない当社の新たな成長が実現できると考えたことから、2023年9月19日に当社に対して、当社の創業家及びベインキャピタルが投資助言を行うファンドが出資する買収目的会社が公開買付者となり、公開買付けを通じて当社株式の非公開化を行うことについて、初期的な意向を表明する提案書(以下「意向表明書」といいます。)を提出したとのことです。

(注5) ブランドエクイティとは、ブランドが持つ資産価値のことです。

当社は、2023年9月19日にベインキャピタルから意向表明書を受領したため、同日、 ベインキャピタルに対し、検討に必要な体制を構築した上で、提案内容を検討する旨の 連絡をいたしました。当社は、意向表明書の内容について検討するにあたり、下記「(4) 当社の株主(親会社等を除く。)の利益を害さないように留意した事項」に記載のとお り、本公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付価 格」といいます。)の公正性その他本公開買付けを含む本取引の公正性を担保すべく、 2023 年9月下旬に、当社並びに公開買付者、ベインキャピタルにより株式の全てを間 接的に所有されている株式会社BCJ-79(以下「公開買付者親会社」といいます。)、 ベインキャピタル、山井氏の親族である渡邊美栄子氏及び山井佳子氏(以下、総称して 「応募合意株主」といいます。)並びに不応募合意株主(以下、総称して「公開買付関 連当事者」といいます。) から独立したリーガル・アドバイザーとしてTM I 総合法律 事務所を、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてデロイト トー マツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社(以下「デロイト トーマツ ファイナ ンシャルアドバイザリー」といいます。)を選任いたしました。また、2023 年 10 月 6 日に、意向表明書に記載された提案内容を検討するための特別委員会(特別委員会の委 員の構成及び具体的な活動内容等については、下記「(4) 当社の株主(親会社等を除 く。)の利益を害さないように留意した事項」の「③当社における独立した特別委員会 の設置及び答申書の取得」をご参照ください。以下「本特別委員会」といいます。)を 設置いたしました。

なお、当社は、2023 年 8 月 10 日付で「2023 年 12 月期通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」を公表し、連結業績予想の修正を行っておりますが、当該修正は、アウトドア業界の実需の状況を見誤っていたことを理由とし、当該修正に係る検討は、ベインキャピタルから上記意向表明書を受領した 2023 年 9 月 19 日以前に行われたものであり、本取引とは無関係に行われたものです。

そして、当社は、本特別委員会により事前に確認された交渉方針や交渉上重要な局面における意見、指示、要請等に基づいた上で、TMI総合法律事務所及びデロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリーの助言を受けながら、本取引の実行の是非及び取引条件に関してベインキャピタルとの間で複数回にわたる協議・交渉を行いました。

また、本公開買付価格については、当社は、2024年1月18日にベインキャピタルか ら本公開買付価格を1株当たり1,050円とする旨の提案を受領した後、デロイトトー マツ ファイナンシャルアドバイザリーから受けた当社株式の株式価値に係る試算結 果の報告内容及び本特別委員会の意見を踏まえた上で、デロイト トーマツ ファイナ ンシャルアドバイザリーの助言を受けながら、2024 年1月 19 日に、ベインキャピタル に対して、当該提案価格は、少数株主保護の観点において妥当な水準ではないとして、 提案内容の再検討を要請いたしました。その後、ベインキャピタルとの間において、本 取引の諸条件について協議・交渉を重ね、2024年1月24日に本公開買付価格を1株当 たり1,075円とする旨の提案を受領した後、本特別委員会の意見を踏まえた上で、2024 年1月25日に、ベインキャピタルに対して、当該提案価格は依然として少数株主保護 の観点において妥当な水準ではないとして、提案内容の再検討を要請いたしました。そ の後、ベインキャピタルとの間において、本取引の諸条件について協議・交渉を重ね、 2024 年 1 月 29 日に本公開買付価格を 1 株当たり 1,115 円とする旨の提案を受領した 後、本特別委員会の意見を踏まえた上で、2024年1月30日に、ベインキャピタルに対 して、当該提案価格は依然として少数株主保護の観点において妥当な水準ではないと して、提案内容の再検討を要請いたしました。その後、ベインキャピタルとの間におい て、本取引の諸条件について協議・交渉を重ね、2024年1月31日に本公開買付価格を 1株当たり 1,160 円とする旨の提案を受領した後、本特別委員会の意見を踏まえた上 で、2024 年2月1日に、ベインキャピタルに対して、当該提案価格は依然として少数 株主保護の観点において妥当な水準ではないとして、本公開買付価格を 1,500 円とす ることを要請いたしました。その後、2024 年2月6日にベインキャピタルより、本公 開買付けの決済資金の貸付人である株式会社三菱UFJ銀行、株式会社三井住友銀行、 株式会社横浜銀行及び株式会社第四北越銀行との間で、本公開買付価格の引き上げを 目的とした資金調達に係る調整に時間を要していることから、2024年2月13日の本公 開買付けの公表を延期することとし、本公開買付けの公表日を 2024 年2月 20 日とし たい旨の連絡を受けました。その後、ベインキャピタルとの間において、本取引の諸条 件について協議・交渉を重ね、2024 年2月7日に本公開買付価格を1株当たり 1,180円とする旨の提案を受領した後、本特別委員会の意見を踏まえた上で、同日、ベインキャピタルに対して、当該提案価格は依然として少数株主保護の観点において妥当な水準ではないとして、本公開買付価格を1,288円とすることを要請いたしました。また、上記要請に加えて、本公開買付価格を1,288円とすることを要請いたしました。また、上記要請に加えて、本公開買付けの公表日を2024年2月20日とする場合、2024年2月13日付で公表予定であった2023年12月期決算短信[日本基準](連結)(以下「当社決算短信」といいます。)において、2023年12月期の当社の業績が前年度の業績を下回る情勢であり、当社決算短信の公表後、本公開買付けの公表日までの期間において当社株式の市場株価が下落する可能性も考えられたため、そのような市場株価の推移が予想される中で協議・交渉を継続することは、交渉上、当社にとって不利に働くことも懸念されたことから、ベインキャピタルに対して、価格交渉の最終的な期限については2024年2月13日とすることを要請いたしました。その後、ベインキャピタルとの間において、本取引の諸条件について協議・交渉を重ね、提示可能な最大限の価格として本公開買付価格を1株当たり1,250円とする旨の提案を2024年2月9日に受領いたしました。

かかる交渉の結果を踏まえ、2024年2月10日、当社はベインキャピタルに対して、 最終的な意思決定は本特別委員会の答申を踏まえた上で当社取締役会決議を経てなさ れるという前提の下、本公開買付価格を 1,250 円とする旨の提案を受諾する旨を回答 いたしました。当社は、2024年2月9日に受領した本公開買付価格を1株当たり1,250 円とする旨の提案について、その妥当性を本特別委員会に確認するほか、デロイト ト ーマツ ファイナンシャルアドバイザリーから更なる意見等を聴取するとともに、2024 年2月 19 日付でデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリーから取得した株 式価値算定書(以下「本株式価値算定書」といいます。)の内容も踏まえて慎重に検討 を行い、その結果、当該価格は、下記「(3)端数処理により株主に交付されることが 見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項」に記載の理由から市場価格か ら見れば相応のプレミアムが付されていると評価でき、また、下記「(4) 当社の株主 (親会社等を除く。) の利益を害さないように留意した事項」の「①当社における独立 した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」で述べるデロイト トーマツ ファ イナンシャルアドバイザリーによるディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法(以下 「DCF法」といいます。)の算定結果のレンジの範囲内であり、合理性を有する価格 であることから、妥当な価格であると判断いたしました。なお、ベインキャピタルから 提案された本公開買付価格は、2023年12月期の期末配当を行わない前提で提示された 価格とのことです。このように、当社は、公開買付者との間で、継続的に本公開買付価 格の交渉を行ってまいりました。

更に、当社は、TMI総合法律事務所から、本取引に関する諸手続を含む当社取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けるとともに、本特別委員会から2024年2月19日付で答申書(以下「本答申書」といいます。)の提出を受けました(本答申書の概要及び本特別委員会の具体的な活動内容等については、下記「(4)当社の株主(親会社等を除く。)の利益を害さないように留意した事項」の「③当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。)。その上で、当社は、TMI総合法律事務所から受けた法的助言及びデロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリーから取得した本株式価値算定書の内容を踏まえつつ、本特別委員会から提出された本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引を通じて当社の企業価値を向上させることができるか、本取引は公正な手続を通じて行われることにより少数株主の享受すべき利益が確保されるものとなっているか等の観点から慎重に協議を行いました。

その結果、当社が主力として事業展開を行うアウトドア事業においては、新型コロナ ウイルスの感染拡大に伴う行動制限下において高まっていたアウトドア・キャンプへ の関心が、新型コロナウイルスの収束によって旅行等の多様なレジャーに向けられる ようになり、アウトドア需要の高まりが一巡し、当社の成長が鈍化してきている中で、 上記に記載のとおり、当社が更なる成長を実現するためには、国内及び海外における新 規キャンパー創出とロイヤルカスタマー化の実現を軸とした成長戦略及び筋肉質な経 営体質の実現を軸とした経営基盤強化を並行して進めることが必要であるところ、そ うした成長戦略や経営基盤の強化に係る各種施策を実行するには、機動的かつ積極的 な投資や優秀な人財を採用・確保していくことが必須であると認識しております。一方 で、当社単独のリソースでこれらの成長戦略や経営基盤の強化に係る各種施策を実行 することは、人財やノウハウの観点からも一定の限界があるものと考えております。し かしながら、ベインキャピタルがこれまで培ってきた投資先に対する豊富なバリュー アップ経験や高度な経営ノウハウ及びM&Aのノウハウ、並びにベインキャピタルが 保有する人財面と資金面を中心とした経営資源等を活用することにより、国内及び海 外における新規キャンパー創出とロイヤルカスタマー化の実現を軸とした成長戦略及 び筋肉質な経営体質の実現を軸とした経営基盤強化を含む多様な施策の検討・実行が 可能となることから、当社の中長期的な競争力の確保及び企業価値の向上を見込むこ とができるとの考えに至りました。ベインキャピタルによれば、当社が更なる成長を実 現するためには、当社が有する既存のブランド力の伸長に加えて、グローバル展開やM & Aの活用を通じた「非連続的な成長」が必要であるとのことです。 具体的な施策とし ては、(i)マーケティング強化による顧客のLTV(注6)向上、(ii)中長期の成長 に向けた人財及び組織基盤の強化、(iii) M&A及びPMIの支援等を想定していると のことであり、当社は、ベインキャピタルが想定する上記の方針・施策は、当社が目指 す方向性と近しいものであり、ベインキャピタルが有する高度な経営ノウハウ及びM &Aのノウハウ、並びにベインキャピタルが保有する人財面と資金面を中心とした経 営資源等を活用し、協働することで、当社の中長期的な競争力の確保及び企業価値の向 上に資するものと判断いたしました。

(注6) LTV (Life Time Value) とは、顧客から生涯にわたって得られる利益のことをいいます。

また、当社としても、上記(i)乃至(iii)に記載の施策を実現するためには、積極的なM&Aやアライアンス、海外拠点の設立やシステム等への先行投資等が必要になる一方で、これらの取り組みは、今後の収益に不確実性を伴うものであるため、短期的には、利益水準の低下、キャッシュ・フローの悪化、有利子負債の増加等による財務状況の悪化を招来するリスクがあり、当社が上場を維持したままこれらの施策を実施すれば、資本市場から十分な評価が得られず、その結果、当社の株価の下落を招き、当社の株主の皆様が短期的には悪影響を被る可能性を否定できないものと考えております。

そのため、当社としても、当社の株主の皆様に対して短期的な悪影響を被ることなく 株式を売却できる機会を提供するとともに、当社株式を非公開化することで、短期的な 株式市場からの評価にとらわれず、かつ、機動的かつ柔軟な意思決定を可能とする株主 と経営陣が一体となった強固かつ安定した新たな経営体制を構築し、またベインキャ ピタルによる経営支援を最大限活用することが、当社の企業価値向上を実現する最良 の選択であると判断いたしました。

加えて、山井氏は当社グループの事業内容を熟知していること及びこれまで当社グループを牽引してきた実績があることに加えて、今後はベインキャピタルが考える方針・施策を取り入れて、当社の企業価値向上を実現していくことを踏まえれば、山井氏がマネジメント・バイアウト(MBO)の手法により引き続き当社の経営陣の立場であり続けること、すなわち山井氏が所有と経営の双方を担うことは十分な合理性があると判断いたしました。

なお、当社株式の非公開化を行った場合には、資本市場からのエクイティ・ファイナンスによる資金調達を行うことができなくなり、また、上場会社として当社が享受してきた社会的な信用力及び知名度の向上による優れた人財の確保及び取引先の拡大等に影響を及ぼす可能性が考えられます。しかしながら、当社グループの現在の財務状況や昨今の間接金融における低金利環境等に鑑みると、今後数年間においてはエクイティ・ファイナンスの活用による大規模な資金調達の必要性は見込まれません。加えて、当社グループの社会的な信用力及び知名度の向上による優れた人財の確保及び取引先の拡大等は事業活動を通じて獲得される部分もあること、また、当社が非公開化することにより、人財確保に影響が生じることは考え得るものの、当社がこれまで培ってきたブランドカ・知名度により、当社の非公開化が人財確保に与える影響は大きくないと考えられること、更に、上場企業である限り発生する上場維持費用、金融商品取引法上の開示

及び監査対応に係るリソース及び費用、IR関連費用等株主対応に関する経営資源を 他の経営課題の解決に振り分けることが可能になる等の理由から、非公開化のデメリ ットは限定的であると考えております。

したがって、当社取締役会は上記に記載した検討を踏まえて、当社株式の非公開化のメリットは、そのデメリットを上回ると判断いたしました。以上を踏まえ、当社取締役会は、本公開買付けを含む本取引により当社株式を非公開化することで、機動的かつ柔軟な意思決定を可能とする株主と経営陣が一体となった強固かつ安定した新たな経営体制を構築し、またベインキャピタルによる経営支援を最大限活用することが、当社の企業価値向上を実現する最良の選択であると判断いたしました。

また、下記「(3) 端数処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額及び 当該額の相当性に関する事項」に記載の理由から、本取引について、本公開買付価格 (1,250円)及び本公開買付けに係るその他の諸条件は当社の株主の皆様にとって妥当 であり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提 供するものであると判断いたしました。

以上より、当社は2024年2月20日開催の取締役会において、審議及び決議に参加した当社の取締役(取締役合計11名のうち、山井氏を除く取締役10名)の全員一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することについて決議いたしました。

なお、山井氏は、本公開買付け成立後も継続して当社の経営にあたる予定であり、公開買付者に対して直接又は間接に出資することを検討しているとのことから、本取引に関して当社との間で利益相反関係が存在するため、特別利害関係取締役として、上記取締役会における審議及び決議には一切参加しておらず、また、当社の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加しておりません。

その後、上記のとおり本公開買付けが成立いたしましたが、公開買付者は本公開買付けにより、当社株式の全て(但し、当社が所有する自己株式及び不応募合意株式を除きます。)を取得できなかったことから、当社は、公開買付者の要請を受け、当社の株主を公開買付者及び不応募合意株主のみとするため、本意見表明プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、2024年5月15日開催の取締役会において本臨時株主総会の開催を決議し、本臨時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、当社株式を非公開化するために、上記「1.会社法第180条第2項各号に掲げる事項」に記載のとおり、当社株式5,441,258株を1株に併合する株式の併合を実施することとし、本株式併合に係る議案を本臨時株主総会に付議することを決議いたしましたので、本株式併合について株主の皆様のご承認をお願いするものです。

なお、本株式併合にあたり、山井氏は、当社株式に係る上場廃止後、株式併合の効力 発生前を効力発生時として、公開買付者と誠実に協議の上で、その指示に従い、山井氏 を除く不応募合意株主との間で当社株式についての消費貸借契約を締結し、山井氏が、山井氏を除く不応募合意株主の所有する当社株式の全てを無償で借り受ける(以下「本株式貸借」といいます。)予定であることを合意しているとのことです。但し、本株式併合の効力発生日において、不応募合意株主がそれぞれ所有する当社株式の数のうち最も少ない数以上の当社株式を所有する当社の株主が存在することが見込まれない場合、又は、不応募合意株主が所有する当社株式の合計数以上の当社株式を所有する株主(公開買付者を除きます。)が存在することが見込まれる場合には、山井氏は、各株式貸借契約を締結せず、本株式貸借を実行しないものとされているとのことです。

本株式併合により、公開買付者及び不応募合意株主以外の株主の皆様の所有する当 社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

- (2) 会社法第 235 条の規定により1株に満たない端数の処理をすることが見込まれる場合における当該処理の方法に関する事項
  - ① 会社法第235条第1項又は同条第2項において準用する同法第234条第2項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由
    - 上記「(1) 本株式併合を行う理由」に記載のとおり、本株式併合により、公開買付者及び不応募合意株主以外の株主の皆様の所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数(会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。)第235条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。)に相当する数の株式を、会社法第235条その他の関係法令の規定に従って売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様に交付いたします。当該売却について、当社は、本株式併合が当社の株主を公開買付者及び不応募合意株主のみとすることを目的とする本取引の一環として行われるものであること、及び当社株式が2024年7月9日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられることに鑑み、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者に売却することを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、株主の皆様の所有する当社株式の数に本公開買付価格と同額である 1,250 円を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様に交付できるような価格に設定する予定です。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

② 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者の氏名又は名称

# 株式会社BCJ-80

③ 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者が売却に係る代金の支払いの ための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

公開買付者は、本株式併合により生じる端数の合計数に相当する当社株式の取得に要する資金を含む本取引の実行に係る資金を、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社横浜銀行及び株式会社第四北越銀行からの借入れ(以下「本買収ローン」といいます。)を受けることによって確保することを予定しているとのことです。

当社は、本買収ローンに係る融資証明書等を確認しており、また、公開買付者によれば、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払に支障を及ぼす可能性のある事象は発生しておらず、また今後発生する可能性も認識していないとのことです。

したがって、当社は、公開買付者による端数相当株式の売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法は相当であると判断しております。

④ 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、本株式併合の効力発生後、2024年7月下旬を目途に会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式を売却することについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動し得ますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2024年8月中旬を目途に当社株式を売却し、その後、当該売却によって得られた代金を株主の皆様に交付するために必要な準備を行った上で、2024年10月中旬を目途に、当該売却代金を株主の皆様に交付することを見込んでおります。当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手続に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主の皆様への交付が行われるものと判断しております。

なお、当該売却代金は、本株式併合の効力発生日の前日である 2024 年 7 月 10 日 時点の当社の最終の株主名簿における各株主の皆様に対し、当社による配当財産の 交付の方法に準じて交付する予定です。

(3) 端数処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項

本株式併合においては、株主の皆様の所有する当社株式の数に本公開買付価格と同

額である 1,250 円を乗じた金額に相当する金銭を、株主の皆様に交付することを予定 しております。

本公開買付価格(1,250円)につきましては、(i)下記「(4)当社の株主(親会社 等を除く。)の利益を害さないように留意した事項」の「①当社における独立した第三 者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載されているデロイト トーマツ ファ イナンシャルアドバイザリーによる当社株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価 法による算定結果の上限値を上回るとともに、DCF法による算定結果のレンジの範 囲内であること、(ii) 本公開買付けの公表日の前営業日である 2024 年 2 月 19 日の東 京証券取引所プライム市場における当社株式の終値 988 円に対して 26.52% (小数点以 下第三位を四捨五入。以下、株価に対するプレミアム率の計算において同じです。)、同 日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値 874 円 (小数点以下を四捨五入。以下、終値 の単純平均値の計算において同じです。)に対して 43.02%、同日までの過去3ヶ月間 の終値の単純平均値 918 円に対して 36.17%及び同日までの過去6ヶ月間の終値の単 純平均値 1, 079 円に対して 15. 85%のプレミアム(なお、一部報道機関による当社が非 公開化を検討している旨の憶測報道(2024年2月16日の立会時間終了後)がなされる 前の当社株式の市場株価が確認できる直近の取引日である 2024 年 2 月 16 日を基準日 とした場合のプレミアムの水準については、2024年2月16日の東京証券取引所プライ ム市場における当社株式の終値838円に対して49.16%、同日までの過去1ヶ月間の終 値の単純平均値870円に対して43.68%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値 919 円に対して 36.02%及び同日までの過去 6 ヶ月間の終値の単純平均値 1,086 円に対 して 15.10%のプレミアム) が加算されているものの、当社が 2024 年 2 月 13 日に当社 決算短信及び「特別損失(減損損失)の計上および通期連結業績予想と実績との差異に 関するお知らせ」を公表して以降、当社株式の市場株価が下落することが予想されたこ とから、その下落部分を含んだプレミアムをもって本公開買付価格の合理性を判断す ることは適切ではないとの考えの下、当該決算公表(2024年2月13日の立会時間終了 後)がなされる前の当社株式の市場株価が確認できる直近の取引日である2024年2月 13 日を基準日とした場合におけるプレミアムの水準も考慮した上で、本公開買付価格 の合理性を判断したところ、この場合、本公開買付価格(1,250円)は、2024年2月13 日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値867円に対して44.18%、同 日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値884円に対して41.40%、同日までの過去3 ヶ月間の終値の単純平均値 928 円に対して 34.70%及び同日までの過去6ヶ月間の終 値の単純平均値1,105円に対して13.12%のプレミアムが加算されており、これらのプ レミアムは、2019年6月28日以降に公表され、2024年2月13日までに公開買付けが 成立した非公開化を目的としたMBO案件におけるプレミアムの実例 56 件(公表日の 前営業日を基準日として、公表日の前営業日の終値に対するプレミアム並びに同日ま での過去1ヶ月間、同過去3ヶ月間及び同過去6ヶ月間の終値の単純平均値における

それぞれのプレミアム率の中央値が41.31%、40.72%、45.60%及び48.56%)と比較 した場合、やや見劣りする水準であるものの、2024年2月13日時点の当社のPBRが 2倍以上であることを踏まえ、全56件のうち対象会社のPBRが1倍以上である事例 21件(上記と同様のプレミアム率の中央値が35.34%、30.07%、32.93%及び38.89%) 及び対象会社のPBRが2倍以上である事例9件(上記と同様のプレミアム率の中央 値が 23.02%、22.53%、24.83%及び 27.39%) のプレミアム率の中央値と比較すると、 相応のプレミアムが付された価格であると評価できること(なお、過去6ヶ月の終値の 単純平均値に対するプレミアムが相対的に低い水準となっておりますが、過去6ヶ月 の終値の単純平均値よりも、2024年2月13日における当社株式の終値、同日までの過 去1ヶ月間の終値の単純平均値及び同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値の方 が現在の当社の実態がより反映された市場株価であると考えられるため、当社株式の 市場株価に対するプレミアムの検討に際しては、当社決算短信及び「特別損失(減損損 失)の計上および通期連結業績予想と実績との差異に関するお知らせ」の公表(2024年 2月13日の立会時間終了後)がなされる前の当社株式の市場株価が確認できる直近の 取引日である 2024 年2月 13 日の終値、過去1ヶ月間の終値の単純平均値及び過去3 ヶ月間の終値の単純平均値に対して相応のプレミアムが確保されていることをもって、 本公開買付価格は合理的であると判断しております。)、(iii) 下記「(4) 当社の株主(親 会社等を除く。)の利益を害さないように留意した事項」に記載の利益相反を解消する ための措置が採られていること等、少数株主の利益への配慮がなされていると認めら れること、(iv)上記利益相反を解消するための措置が採られた上で、デロイト トーマ ツ ファイナンシャルアドバイザリーによる当社株式の株式価値に係る算定結果の内 容や本特別委員会との協議、TMI総合法律事務所から受けた法的助言等を踏まえな がら、当社とベインキャピタルの間で、真摯かつ継続的に協議・交渉が行われた上で決 定された価格であること、(v)本特別委員会の要請により、本公開買付けに関する価 格提案の有意な引き上げが実現されていること等を踏まえ、当社取締役会は、本取引に ついて、本公開買付けを含む本取引により当社の企業価値が向上すると見込まれると ともに、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は当社の株主の皆様 にとって妥当であり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して、合理的な株式の売 却の機会を提供するものであると判断いたしました。

また、当社は2024年2月20日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明する表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。その後、本臨時株主総会の招集を決議した2024年5月15日の取締役会の開催時点に至るまでに、本取引に関する当社の判断の基礎となる諸条件に重大な変更が生じていないことを確認しております。

以上より、当社は、端数処理の方法及び端数処理により株主の皆様に交付することが 見込まれる金銭の額については、相当であると判断しております。

# (4) 当社の株主 (親会社等を除く。) の利益を害さないように留意した事項

本株式併合は、本公開買付けのいわゆる二段階買収の二段階目の手続として行われるものであるところ、公開買付者及び当社は、本公開買付けがいわゆるマネジメント・バイアウト (MBO) の一環として行われるものであり、構造的な利益相反状態が生じ得ること等を踏まえ、本公開買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するため、以下の措置を実施いたしました。

なお、以下の記載のうち、公開買付者において実施した措置に関する記載については、 公開買付者から受けた説明に基づいております。

#### ① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、公開買付関連当事者から 独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるデロイト トー マツ ファイナンシャルアドバイザリーに対して、当社株式の株式価値の算定を依頼 し、2024年2月19日付で、本株式価値算定書を取得いたしました。なお、当社は、 以下に記載のとおり、当社及び公開買付者において本公開買付価格の公正性及び本 公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置並びに利益相反を回避する ための措置等を実施していることを踏まえ、本公開買付価格を含む本取引の公正性 が担保されていると考えた結果、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザ リーから本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得 しておりません。また、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリーは、公 開買付関連当事者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して、 記載すべき重要な利害関係を有しておりません。なお、本取引に係るデロイト トー マツ ファイナンシャルアドバイザリーに対する報酬には、本取引の成否にかかわら ず支払われる固定報酬の他、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれ ております。当社は、同種の取引における一般的な実務慣行及び本取引が不成立とな った場合に当社に相応の金銭的負担が生じる報酬体系の是非等も勘案すれば、本取 引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれていることをもって独立性が否定 されるわけではないと判断の上、上記の報酬体系によりデロイト トーマツ ファイ ナンシャルアドバイザリーを当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算 定機関として選任しております。

デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリーは、複数の株式価値算定手 法の中から当社株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、当社 が継続企業であるとの前提の下、当社株式の株式価値について多面的に評価するこ とが適切であるとの考えに基づき、当社株式が東京証券取引所プライム市場に上場 しており、市場株価が存在することから市場株価法を、当社の将来の事業活動の状況 を算定に反映するためにDCF法を用いて、当社株式の1株当たりの株式価値の算 定を行いました。

上記の各方式において算定された当社株式の1株当たりの株式価値の範囲は、以下のとおりです。

市場株価法 : 838 円~1,086 円 DCF法 : 1,155 円~1,477 円

市場株価法では、一部報道機関による当社が非公開化を検討している旨の憶測報道(2024年2月16日の立会時間終了後)による株価への影響を排除するため、かかる報道がなされる前の当社株式の市場株価が確認できる直近の取引日である2024年2月16日を算定基準日として、東京証券取引所プライム市場における当社株式の基準日終値838円、直近1ヶ月間の終値の単純平均値870円、直近3ヶ月間の終値の単純平均値919円及び直近6ヶ月間の終値の単純平均値1,086円を基に、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を838円~1,086円と算定しております。

DCF法では、当社が作成した 2024 年 12 月期から 2028 年 12 月期までの事業計画に基づく財務予測及び投資計画、並びに一般に公開された情報等の諸要素を前提として、当社が 2024 年 12 月期以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を算定しております。その際、9.1%~10.1%の割引率を採用しております。また、継続価値の算定については永久成長率法を採用し、0.0%~1.0%の永久成長率を採用しております。その結果、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を1,155円~1,477円と算定しております。

デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリーがDCF法で算定の前提とした当社財務予測の具体的な数値は以下のとおりです。なお、当該財務予測においては、対前年度比較において大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2024 年 12 月期においては、(i)既存卸先における在庫過多の状況が改善することに伴う既存卸先への販売量の増加、(ii)米国及び中国を中心とした海外において、大型都市をはじめとした重要な立地における店舗出店の強化、(ii)卸売事業における国内及び海外の卸先の拡大、(iv)継続的なアウトドア製品の開発強化を通じた新規顧客層の獲得による売上高の成長を見込んでおります。また、2027年12 月期においては、2024年12 月期にて実施した上記施策が継続的に寄与することに加え、新たにアパレル関連製品の強化及びアパレル専門店舗の出店を強化することにより、売上高の更なる成長を見込んでおります。加えて、2024年12 月期から2028年12 月期にかけて、店舗オペレーション体制及び組織体制を見直すことによる

費用の削減を見込んでおります。以上の理由により、2024年12月期から2028年12月期にわたる各事業年度において、大幅な増益を見込んでおります。更に、2024年12月期から2025年12月期及び2027年12月期から2028年12月期におけるフリー・キャッシュ・フローは、上記の施策による売上高の成長に伴う大幅な増益により、大幅な増加を見込んでおりますが、2025年12月期から2026年12月期にかけては、売上高が成長することに伴う運転資本の増加により、フリー・キャッシュ・フローの減少を見込んでおります。また、2026年12月期から2027年12月期にかけては、事業拡大に伴う物流倉庫等への設備投資の実施により、フリー・キャッシュ・フローの減少を見込んでおります。なお、本取引の実行により実現することができるシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることが困難であるため、当該財務予測には加味しておりません。

なお、当該財務予測については、山井氏を除く経営陣が現時点で得られる最善の予 測と判断に基づき、合理的に作成されたことを前提としております。

(単位:百万円)

	2024年 12月期	2025 年 12 月期	2026 年 12 月期	2027 年 12 月期	2028年 12月期
売上高	30, 647	34, 995	40, 442	50, 090	62, 386
営業利益	2, 178	3, 138	4, 385	6, 527	9, 492
EBITDA	3, 612	4, 731	6, 084	8, 499	11, 514
フリー・キャッシュ・フロー	1, 402	3, 760	2, 376	△270	4, 129

なお、当社が当社ホームページにて 2023 年 2 月 15 日付で公表した「中期経営計画 (2023-2025)」における 2025 年 12 月期の業績目標(連結売上高 500 億円、連結営業利益 97 億円)と比較すると、上記の財務予測の数値とは乖離がございますが、2023 年 8 月 10 日付で公表した「2023 年 12 月期通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」に記載のとおり、当社としてアウトドア業界の実需の状況を見誤っており、また、当該中期経営計画の策定時から現在までに市場環境が大きく変化していることから、足元の収益環境及び当社の業績等を踏まえ、より現状に即した客観的かつ合理的な当該財務予測に基づいて企業価値を算定し、本公開買付価格の妥当性を検討することが適切であると判断いたしました。なお、当該財務予測はデロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリーが当社との間で複数回質疑応答を行う等してその内容を分析及び検討しており、更に、本特別委員会において、当社が本取引のために当該事業計画を作成するにあたり、本特別委員会は、当社より事業計画案の内容、重要な前提条件等について説明を受けるとともに、最終的な事業計画の内容、重要な前提条件等について説明を受けるとともに、最終的な事業計画の内容、重要な前提条件等について説明を受けるとともに、最終的な事業計画の内容、重要な前提条件等について説明を受けるとともに、最終的な事業計画の内容、重要な前提条件等について説明を受けるとともに、最終的な事業計画の内容、重要な前提条

件及びその作成経緯等の合理性を確認したものであり、また、「中期経営計画 (2023 - 2025)」における 2025 年 12 月期の業績目標と当該財務予測の数値との間に乖離が生じていることに関しても、当該中期経営計画の策定時から現在までに市場環境が大きく変化していることから、足元の収益環境及び当社の業績等を踏まえ、本特別委員会においてその合理性を確認しております。

(注) デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリーは、当社株式の株式価値 の算定に際し、当社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則 としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なもの であること、当社株式の株式価値の算定に重大な影響を及ぼす可能性のある事 実でデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリーに対して未開示の 事実はないことを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を 行っておりません。加えて、当社の財務予測に関する情報については、当社の 経営陣による現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成され たことを前提としております。また、当社及びその関係会社の資産及び負債(金融派生商品、簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。) に関して独自の 評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリーの算定は、2024年2月19日までの上記情報を反映したものであります。

#### ② 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、本公開買付けに係る当社取締役会の意思決定の過程における公正性及び適正性を確保するために、2023年9月30日、公開買付関連当事者から独立したリーガル・アドバイザーとしてTMI総合法律事務所を選任し、同事務所から、本取引に関する諸手続を含む当社取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けております。なお、TMI総合法律事務所は、公開買付関連当事者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して、記載すべき重要な利害関係を有しておりません。なお、TMI総合法律事務所の報酬は、時間単位の報酬のみとしており、本取引の成立等を条件とする成功報酬は採用しておりません。また、本特別委員会において、TMI総合法律事務所の独立性に問題がないことが確認されております。

# ③ 当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得

当社は、本公開買付けがいわゆるマネジメント・バイアウト (MBO) の一環として行われるものであり、当社における本取引の検討において構造的な利益相反状態が生じ得ること等に鑑み、2023年10月6日開催の当社取締役会において、本取引に係る当社の意思決定に慎重を期し、また、当社取締役会の意思決定過程における恣意

性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保することを目的として、公開買付関連当事者との間に利害関係を有しない、当社社外取締役兼独立役員である伊藤正裕氏並びに当社社外取締役兼独立役員(監査等委員)である田辺進二氏(公認会計士、田辺進二公認会計士事務所所長)及び若槻良宏氏(弁護士、弁護士法人青山法律事務所代表社員弁護士)の3名によって構成される本特別委員会を設置し、同委員会による答申内容を最大限尊重した意思決定を行うことを決議いたしました。なお、本特別委員会の委員は設置当初から変更しておりません。また、本特別委員会の委員の報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本取引の成立等を条件とする成功報酬は含まれておりません。

当社は、本特別委員会に対し、(a) 本取引の目的の合理性(本取引が当社企業価値の向上に資するかを含む。)に関する事項、(b) 本取引の取引条件の妥当性(本取引の実施方法や対価の妥当性を含む。)に関する事項、(c) 本取引の手続の公正性(いかなる公正性担保措置をどの程度講じるべきかの検討を含む。)に関する事項、及び(d) 上記(a) 乃至(c) 及びその他の事項を踏まえ、当社取締役会が本取引の実施(本公開買付けに関する意見表明を含む。)を決定することが少数株主に不利益か否か(以下、総称して「本諮問事項」といいます。)を諮問し、これらの点について本答申書を当社取締役会に提出することを嘱託いたしました。

また、併せて、当社は、本特別委員会に対し、(a)本取引に係る調査を行うことができる権限、(b)当社に対し、(i)本特別委員会としての提案その他の意見又は質問を公開買付者に伝達すること、及び(ii)本特別委員会自ら公開買付者と協議・交渉する機会の設定を要望することができるほか、これを要望しない場合であっても、当社は、公開買付者との協議・交渉を行った場合にはその内容を速やかに本特別委員会に報告し、本特別委員会は、当該内容を踏まえ、公開買付者と協議・交渉の方針について、当社に対して意見を述べ、また、必要な指示・要請を行うことができる権限、並びに(c)当社の費用にて、弁護士、算定機関、公認会計士その他のアドバイザーを独自に選任することができ、また、当社のアドバイザーに対して必要な指示を行うことができるほか、必要と認めるときはアドバイザーの変更を求めることができる権限等を与えることを、当社取締役会にて決議しております。

本特別委員会は、2023 年 10 月 6 日より 2024 年 2 月 19 日までの間に合計 18 回開催され、本諮問事項についての協議及び検討を行いました。具体的には、まず、第 1 回の本特別委員会において、当社が選任したリーガル・アドバイザー、並びにファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関につき、いずれも独立性及び専門性に問題がないことから、それぞれを当社のリーガル・アドバイザー、並びにファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として承認した上で、本特別委員会としても必要に応じて専門的助言を受けることができることを確認いたしました。

また、本特別委員会は、当社が社内に構築した本取引の検討体制(本取引に係る検

討、交渉及び判断に関与する当社の役職員の範囲及びその職務を含みます。)に、独立性及び公正性の観点から問題がないことを確認の上、承認しております。

その上で、本特別委員会は、当社から、当社の事業環境及び経営課題並びに意向表明書についての見解、本取引による非公開化の要否、本取引の意義及びメリット、本取引によって見込まれる当社事業への影響の内容並びに当社の事業計画の作成経緯等についてインタビュー形式及び書面で説明を受け、質疑応答を行いました。また、ベインキャピタル及び山井氏から、本取引の目的及び背景並びに本取引による非公開化の要否、本取引のスキーム及び条件、本取引の意義及びメリット、本取引によって見込まれる当社事業への影響の内容、本取引後の経営方針並びに本取引の公正性を担保するための措置等についてインタビュー形式及び書面で説明を受け、質疑応答を行いました。更に、本特別委員会は、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリーから、本取引の条件等についての交渉経緯及び当社の株式価値算定についての説明を受けるとともに、TMI総合法律事務所から、本取引の手続面における公正性を担保するための措置並びに本取引に係る当社取締役会の意思決定の方法及び過程その他の利益相反を回避するための措置の内容について説明を受け、これらに関しても質疑応答を行っております。

また、本特別委員会は、当社から、当社と公開買付者との間における本取引に係る協議・交渉の経緯及び内容等につき適時に報告を受けた上で、本特別委員会において協議し、本公開買付価格につき、上記「(1)本株式併合を行う理由」に記載のとおり交渉が行われ、公開買付者から本公開買付価格を1株当たり1,250円とする旨の提案を受けるに至るまで、当社に複数回意見する等して、公開買付者との交渉過程に実質的に関与いたしました。

以上の経緯で、本特別委員会は、本諮問事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、2024年2月19日、当社取締役会に対し、本諮問事項につき大要以下を内容とする本答申書を提出しております。

# 1 本取引の目的の合理性について

# (1) 本取引の目的等の概要

本特別委員会は、本意見表明プレスリリースの「(2)意見の根拠及び理由」の「②公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」及び「③当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載の本取引の目的及び本取引により向上することが見込まれる当社の企業価値の具体的内容等について、当社、ベインキャピタル及び山井氏に対してヒアリングを行った。

#### (2) 検討

本特別委員会は、上記の当社を巡る経営環境その他の事項の具体的な内容

の当否・合理性、本取引が当社の従業員や取引先等に与える影響、及びこれらを踏まえた当社の企業価値向上の可能性等について、詳細な検討を実施した。すなわち、現在当社の置かれた経営環境の中、ベインキャピタル及び山井氏がいかなる企業価値向上の施策案を構想し、それがどの程度具体的で実践的か、それを実行に移すために本取引を実施する必要性はあるのか、本取引の実施が当社の事業上どのようなメリットをもたらし、他方でデメリットの有無、程度はどのように想定されるか等を含めて、総合的に検証を行った。

その結果、上記(1)に記載の当社並びにベインキャピタル及び山井氏が想定している本公開買付けを含む本取引の意義及び目的には、著しく不合理な点はなく、合理的な検討の結果と認められ、また、当社が想定している各施策を実現する必要があるとの当社の判断に特段不合理な点は認められないことから、本取引は当社の企業価値向上を目的として行われるものと判断するに至った。

一方で、本取引によって当社株式は非公開化されるため、上場企業であることによるメリットは喪失することになる。しかしながら、当社のブランド力や社会的信用は、事業活動を通じて獲得・維持されているため、必ずしも非公開化したことで当社のブランド力や社会的信用を失うわけではない。人財採用においても同様に、必ずしも非公開化したことで悪影響が生じるわけではない。そのため、上場を維持する必要性及び非公開化によるデメリットは限定的であるとの当社の判断に特段不合理な点は認められないと考えられる。

#### (3) 小括

以上のような点を踏まえ、本特別委員会において、慎重に協議及び検討した 結果、本取引の目的は合理的であると判断するに至った。

## 2 本取引の取引条件の妥当性について

(1) デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリーによる本株式価値算 定書

当社が、公開買付関連当事者から独立した第三者算定機関であるデロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザリーから取得した本株式価値算定書によれば、当社株式の1株当たりの株式価値は、市場株価法によると838円~1,086円、DCF法によると1,155円~1,477円とされている。

本特別委員会は、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリーから株式価値評価に用いられた算定方法等について詳細な説明を受けるとともに、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー及び当社に対して、評価手法の選択やDCF法の算定の基礎となる当社の事業計画、割引率の算定根拠、永久成長率の算定根拠等に関する質疑応答を行った上で検討した結

果、一般的な評価実務に照らして不合理な点は認められなかった。

そして、本公開買付価格は、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイ ザリーから取得した本株式価値算定書の市場株価法による算定結果の上限値 を超える金額であり、また、DCF法に基づく算定結果のレンジの範囲内の金額である。

#### (2) 株価に対するプレミアム

本公開買付価格 (1,250 円) は、本公開買付けの公表日の前営業日 (2024 年2月19日)の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値 988 円に対して 26.52%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値 874 円に対して 43.02%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値 918 円に対して 36.17%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値 1,079 円に対して 15.85%のプレミアム (なお、一部報道機関による当社が非公開化を検討している旨の憶測報道 (2024年2月16日の立会時間終了後)がなされる前の当社株式の市場株価が確認できる直近の取引日である 2024年2月16日を基準日とした場合のプレミアムの水準については、2024年2月16日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値 838 円に対して 49.16%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値 919 円に対して 43.68%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値 919 円に対して 36.02%及び同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値 1,086 円に対して 15.10%のプレミアム)をそれぞれ加えた金額である。

当社株式の市場株価は、当社が 2024年2月13日に当社決算短信及び「特別 損失(減損損失)の計上および通期連結業績予想と実績との差異に関するお知 らせ」を公表して以降、下落することが予想されたところ、当該決算公表は、 有価証券上場規程等の定めに基づき適時に公表されたものであり、公表の時 期及び手続等に恣意的な要素は認められないものの、本公開買付けが、当該決 算公表から近接した時期に開始されることから、少数株主保護の観点から、下 落後の市場株価に基づいたプレミアムの水準のみをもって本公開買付価格の 合理性を判断するのではなく、当該決算公表(2024 年 2 月 13 日の立会時間終 了後)がなされる前の当社株式の市場株価が確認できる直近の取引日である 2024 年 2 月 13 日を基準日とした場合におけるプレミアムの水準も考慮した 上で、本公開買付価格の合理性を判断する必要があると考えられる。この場合、 本公開買付価格(1,250円)は、2024年2月13日の東京証券取引所プライム 市場における当社株式の終値867円に対して44.18%、同日までの過去1ヶ月 間の終値の単純平均値 884 円に対して 41.40%、同日までの過去3ヶ月間の終 値の単純平均値 928 円に対して 34.70%及び同日までの過去6ヶ月間の終値 の単純平均値1,105円に対して13.12%のプレミアムが加算されており、これ

らのプレミアムは、2019年6月28日以降に公表され、2024年2月13日まで に公開買付けが成立した非公開化を目的としたMBO案件におけるプレミア ムの実例 56 件(公表日の前営業日を基準日として、公表日の前営業日の終値 に対するプレミアム並びに同日までの過去1ヶ月間、同過去3ヶ月間及び同 過去6ヶ月間の終値の単純平均値におけるそれぞれのプレミアム率の中央値 が 41.31%、40.72%、45.60%及び 48.56%)と比較した場合、やや見劣りす る水準であるものの、2024 年 2 月 13 日時点の当社の P B R が 2 倍以上である ことを踏まえ、全56件のうち対象会社のPBRが1倍以上である事例21件 (上記と同様のプレミアム率の中央値が 35.34%、30.07%、32.93%及び 38.89%) 及び対象会社のPBRが2倍以上である事例9件(上記と同様のプ レミアム率の中央値が 23.02%、22.53%、24.83%及び 27.39%)のプレミア ム率の中央値と比較すると、相応のプレミアムが付された価格であると評価 できる。過去6ヶ月の終値の単純平均値に対するプレミアムが相対的に低い 水準となっているものの、過去6ヶ月の終値の単純平均値よりも、当社株式の 終値、過去1ヶ月間の終値の単純平均値及び過去3ヶ月間の終値の単純平均 値の方が現在の当社の実態がより反映された市場株価であると考えられ、当 社決算短信及び「特別損失(減損損失)の計上および通期連結業績予想と実績 との差異に関するお知らせ」の公表(2024年2月13日の立会時間終了後)が なされる前の当社株式の市場株価が確認できる直近の取引日である 2024 年 2 月 13 日の終値、過去 1 ヶ月間の終値の単純平均値及び過去 3 ヶ月間の終値の 単純平均値に対して相応のプレミアムが確保されていることからすると、本 公開買付価格は十分なプレミアムが付されているものと評価できる。

## (3) 交渉過程の手続の公正性

下記3のとおり、本公開買付けを含む本取引に係る交渉過程の手続は公正であると認められるところ、本公開買付価格は、かかる交渉の結果も踏まえて決定されたものであると認められる。

## (4) 本公開買付け後の手続において交付される対価

本公開買付けに応募しなかった少数株主(不応募合意株主を除く。)は、本公開買付けの後に実施される予定の非公開化の手続において、最終的に金銭が交付されることになるところ、当該手続において交付される金銭の額については、本公開買付価格に株主が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定である旨が、プレスリリース等で明示される予定である。

# (5) 小括

以上のような点を踏まえ、本特別委員会において、慎重に協議及び検討した 結果、本取引の取引条件は妥当であると判断するに至った。

#### 3 本取引の手続の公正性について

#### (1) 当社による検討方法

当社が本取引について検討するにあたっては、公開買付関連当事者から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるデロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザリー並びにリーガル・アドバイザーである TMI 総合法律事務所から助言・意見等を得ながら、当社の企業価値の向上ひいては株主共同の利益の観点から、本公開買付価格をはじめとする本公開買付けの買付条件の妥当性及び本取引の一連の手続の公正性といった点について慎重に検討及び協議を行っている。

本特別委員会は、TMI総合法律事務所及びデロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリーの独立性及び専門性に問題がないことを確認し、当社のリーガル・アドバイザー並びにファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として承認している。また、本特別委員会としても、必要に応じてTMI総合法律事務所及びデロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリーから専門的助言を受けることができることを確認し、現に助言・意見等を得ている。

# (2) 当社による協議・交渉

当社は、本公開買付価格について、少数株主の利益保護の観点からその公正性を確保するための実質的な協議・交渉を公開買付者との間で複数回にわたって行っている。

具体的には、当社は、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリーを通じて、ベインキャピタルからの本公開買付価格の提案に対して、複数回にわたり繰り返し価格交渉を実施した。なお、当該協議・交渉にあたっては、本特別委員会は、当社から当該協議・交渉の経緯及び内容等について適時に報告を受け、本特別委員会を通じて方針等を協議し、意見を述べるなどした上で行うなど、本特別委員会が公開買付者との交渉過程に実質的に関与する形で行われている。

そして、その交渉の結果として、1,250円という本公開買付価格の決定に至るまでには、当社株式1株当たり1,050円とするベインキャピタルの当初の提案より、200円の価格引上げを引き出している。

# (3) 本取引の交渉過程における特別利害関係人の不関与

当社を代表して本取引を検討・交渉する取締役には、本取引に特別な利害関係を有する者は含まれておらず、その他、本取引に係る協議、検討及び交渉の過程で、公開買付者、公開買付者親会社、ベインキャピタル、応募合意株主、不応募合意株主その他の本取引に特別な利害関係を有する者が当社側に不当

な影響を与えたことを推認させる事実は存在しない。

(4) マジョリティ・オブ・マイノリティ条件

公開買付者は、本公開買付けにおける買付予定数の下限は、本公開買付け成立後に公開買付者及び不応募合意株主が所有する当社の議決権が当社の総議決権数の3分の2以上となるように設定している。本公開買付けが成立するためには、応募合意株式(注)の他に、公開買付者と利害関係を有さない当社の株主が所有する当社株式から一定数以上の応募が必要であり、これは、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)」の水準(公開買付者と利害関係を有さない当社の株主が所有する当社株式数は、当社決算短信に記載された2023年12月31日現在の発行済株式総数から、同日現在の当社が所有する自己株式数、応募合意株式及び不応募合意株式を控除した数の過半数となる株式数。)を上回っており、「マジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)」条件を満たしている。

- (注)「応募合意株式」とは、応募合意株主である渡邊美栄子氏が所有する当 社株式の全て(180,000株、所有割合 0.47%)及び山井佳子氏が所有す る当社株式の全て(162,000株、所有割合 0.42%)(合計 342,000株、 所有割合 0.90%)をいいます。
- (5) 本特別委員会の設置及び本特別委員会の意見を最大限尊重すること

当社は、本公開買付けがいわゆるマネジメント・バイアウト (MBO) の一環として行われるものであり、当社における本取引の検討において構造的な利益相反状態が生じ得ること等に鑑み、当社の意思決定に慎重を期し、また、当社取締役会の意思決定過程における恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性を担保するために、2023 年 10 月 6 日付の取締役会決議により、公開買付関連当事者から独立した委員によって構成される本特別委員会(本特別委員会の委員としては、当社の社外取締役兼独立役員である伊藤正裕氏並びに当社の社外取締役(監査等委員)兼独立役員である田辺進二氏及び若槻良宏氏を選定している。)を設置し、本取引に係る決定を行うに際しては、本特別委員会の意見を最大限尊重し、本特別委員会が本取引の条件等について妥当でないと判断した場合には、本取引を行う旨の意思決定は行わないこととしている。

# (6) その他の公正性担保措置の実施等

上記(1)乃至(5)記載の事項に加えて、本取引に際して以下の公正性担保措置が実際に実施されているか、又は実施されることが予定されている。

(i) 公開買付者と当社とは、公開買付者以外の者による公開買付け等の機 会が不当に制限されることがないよう、当社が公開買付者以外の対抗 的買収提案者と接触することを制限するような合意は行っておらず、 対抗的な買付けの機会を妨げないよう配慮していること。

- (ii) 本公開買付けの決済の完了後速やかに、株式併合及び株式併合の効力 発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更 を行うことを付議議案に含む臨時株主総会の開催を当社に要請する ことを予定しており、当社の株主に対して株式買取請求権又は価格決 定請求権が確保されない手法は採用していないこと。
- (iii) 公開買付期間が法令に定められた最短期間(20 営業日)よりも長期である36 営業日に設定される予定であり、本公開買付けに関して、当社の株主に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保していること。

#### (7) 小括

以上のような点を踏まえ、本特別委員会において、慎重に協議及び検討した 結果、本取引の手続は公正であると判断するに至った。

4 当社取締役会が本取引の実施(本公開買付けに関する意見表明を含む。)を決定することが少数株主にとって不利益か否かについて

本特別委員会の審議においてその他当社の少数株主に特段の悪影響を及ぼ す事象は確認されておらず、上記1乃至3記載の事項等を踏まえて、本取引が 当社の少数株主に及ぼす影響を慎重に検討した結果、当社取締役会が本取引 の実施を決定することは、当社の少数株主にとって不利益ではないと判断す るに至った。

④ 当社における利害関係を有しない取締役(監査等委員を含む。)全員の承認 当社は、TMI総合法律事務所から受けた法的助言及びデロイトトーマツファ イナンシャルアドバイザリーから取得した本株式価値算定書の内容を踏まえつつ、 本特別委員会から提出された本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引を通 じて当社の企業価値を向上させることができるか、本取引は公正な手続を通じて行 われることにより少数株主の享受すべき利益が確保されるものとなっているか等の 観点から慎重に協議を行いました。

その結果、上記「(1)本株式併合を行う理由」に記載のとおり、当社取締役会は、本取引について、ベインキャピタルが想定する施策は、当社が目指す方向性と近しいものであり、また、本公開買付けを含む本取引によりベインキャピタルと協働することで、ベインキャピタルが有する高度な経営ノウハウ及びM&Aのノウハウ、並びにベインキャピタルが保有する人財面と資金面を中心とした経営資源等を活用することが可能となることから、当社の企業価値が向上すると見込まれるとともに、本公開

買付価格は、上記「(3) 端数処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項」に記載の理由により、市場価格から見れば相応のプレミアムが付されていると評価でき、また、上記「①当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のとおり、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリーによるDCF法の算定結果のレンジの範囲内であり、合理性を有する価格であると考えられることから、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は当社の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断し、2024年2月20日開催の取締役会において、審議及び決議に参加した当社の取締役(取締役合計11名のうち、山井氏を除く取締役10名)の全員一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することについて決議いたしました。

なお、山井氏は、本公開買付け成立後も継続して当社の経営にあたる予定であり、 公開買付者に対して直接又は間接に出資することを検討しているとのことから、本 取引に関して当社との間で利益相反関係が存在するため、特別利害関係取締役とし て、上記取締役会における審議及び決議には一切参加しておらず、また、当社の立場 において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加しておりません。

⑤ マジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority) を満たす買付予定数の下限の設定

本公開買付けにおける買付予定数の下限は、本公開買付け成立後に公開買付者及び不応募合意株主が所有する当社の議決権が当社の総議決権数の3分の2以上となるように14,539,700株(所有割合38.13%)に設定しているとのことです。本公開買付けが成立するためには、応募合意株式(342,000株、所有割合0.90%)の他に、公開買付者と利害関係を有さない当社の株主の皆様が所有する当社株式から14,197,700株以上の応募が必要であり、これは、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)」の水準(13,454,432株。公開買付者と利害関係を有さない当社の株主の皆様が所有する当社株式数は、当社決算短信に記載された2023年12月31日現在の発行済株式総数(38,140,000株)から、同日現在の当社が所有する自己株式数(6,620株)、応募合意株式(342,000株)及び不応募合意株式(10,882,517株)を控除した数の過半数となる株式数。)を上回っており、「マジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)」条件を満たしているとのことです。

⑥ 本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保 公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であると ころ、36 営業日に設定して公開買付期間を法定の最短期間より長期に設定することにより、当社の株主の皆様に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、当社株式について対抗的買収提案者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付価格の適正性を担保することを企図しているとのことです。また、当社は、公開買付者との間で、第三者との競合取引に関連する合意を行ってはならず、また、競合取引の提案、勧誘、申込若しくは協議申入れ又はかかる取引に関するいかなる協議若しくは交渉も行ってはならないことを合意しているものの、対抗提案を行った第三者との関係ではこの限りではなく、公開買付者以外の者による公開買付け等の機会が不当に制限されることがないよう、当社が公開買付者以外の対抗的買収提案者と接触することを制限するような合意は行っておらず、対抗的な買付けの機会を妨げないよう配慮しております。

3. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その 他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

## (1) 本公開買付け

上記「(1) 本株式併合を行う理由」に記載のとおり、公開買付者は、2024年2月21日から2024年4月12日までを公開買付期間とする本公開買付けを行い、その結果、2024年4月19日(本公開買付けの決済の開始日)をもって、当社株式22,708,815株(所有割合:59.55%)を所有するに至りました。

#### (2) 自己株式の消却

当社は、2024年5月15日開催の取締役会において、2024年7月10日付で当社の自己株式7,476株(2024年5月1日現在の当社が所有する株式の全部)を消却することを決議いたしました。なお、当該自己株式の消却は、本臨時株主総会において、本株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件としており、消却後の当社の発行済株式総数は38,132,524株となります。